

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第545号)

平成20年5月14日

横情審答申第545号

平成20年5月14日

横浜市病院事業管理者

原 正 道 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成19年9月3日病市経第438号による次の諮問について、別紙のとおり
答申します。

「横浜市立市民病院2004年4月14日、4月15日の
タイムカード又は出・退勤に関する書類
14日午後1時以降の救急外来の検査技師
15日午前0時～午後5時までの南（2階）の医師そして検査技師
15日午前0時～の当直日誌 南（2階分）」の非開示決定に対する
異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市病院事業管理者が、「横浜市立市民病院2004年4月14日、4月15日の タイムカード又は出・退勤に関する書類 14日午後1時以降の急救外来の医師、看護師そして検査技師 15日午前0時～午後5時までの南（2階）の医師、看護師そして検査技師 15日午前0時～の当直日誌 南（2階分）」の開示請求に対し、「横浜市立市民病院2004年4月14日、4月15日の タイムカード又は出・退勤に関する書類 14日午後1時以降の救急外来の検査技師 15日午前0時～午後5時までの南（2階）の医師そして検査技師 15日午前0時～の当直日誌 南（2階分）」を非開示とした決定のうち、「横浜市立市民病院2004年4月14日、4月15日の 15日午前0時～の当直日誌 南（2階分）」を非開示とした決定は妥当であるが、「横浜市立市民病院4月15日の タイムカード又は出・退勤に関する書類 14日午後1時以降の救急外来の検査技師 15日午前0時～午後5時までの南（2階）の医師そして検査技師」を非開示とした決定は妥当でなく、次の(1)及び(2)の文書を対象行政文書として特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

- (1) 「横浜市立市民病院における2004年4月14日午後1時から16日午前0時までの間において救急外来を担当した看護師並びに担当した可能性のある医師及び検査技師の出勤簿、超過勤務命令簿、職免遅参早退等承認簿」
- (2) 「横浜市立市民病院における2004年4月15日午前0時から午後5時までの間において南2階病棟を担当した看護師並びに担当した可能性のある医師及び検査技師の出勤簿、超過勤務命令簿、職免遅参早退等承認簿」

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市立市民病院2004年4月14日、4月15日の タイムカード又は出・退勤に関する書類 14日午後1時以降の急救外来の医師、看護師そして検査技師 15日午前0時～午後5時までの南（2階）の医師、看護師そして検査技師 15日午前0時～の当直日誌 南（2階分）」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が、平成19年7月18日付で行った「横浜市立市民病院2004年4月14日、4月15日の タイムカード又は出・退勤に関する書類 14日午後1時以降の救急外来の検査技師 15日午前0時～午後5時までの南（2階）の医師そして検査技師 15日午前0時～の当直

日誌 南（２階分）」（以下「本件申立文書」という。）の非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

なお、「南（２階）」との記載は「南２階病棟」と、「南（２階分）」との記載は「南２階病棟分」と、それぞれ解することとする。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年２月横浜市条例第１号。以下「条例」という。）第２条第２項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) タイムカード又は出・退勤に関する書類

タイムカード又は出・退勤に関する書類には、出勤簿、勤務実績表（看護師のみ）などがある。

医師（研修医を除く）の当直業務は、内科、外科、小児科など診療分野ごとに通常９人で当直業務を行っている。その中で病棟業務を中心に担当する医師はいるが、病棟を特定した配置は行っていない。

また、検査技師は、検査部又は病理部に配属されており、病棟等を特定した配置は行っていない。

当直時間帯において、「南２階病棟の医師」及び「救急外来や南２階病棟の検査技師」という配置は行っていないため、出・退勤に関する書類も作成していない。

なお、異議申立人（以下「申立人」という。）は、開示請求書では、開示請求文書として「医師、看護師」の文字を記載したが、非開示決定の際にはこの文字が消され、開示請求対象でないかのように扱われていると主張しているが、開示請求のうち、出・退勤に関する書類を作成している救急外来の医師、看護師及び南２階病棟の看護師については、平成19年７月18日付病市経第316号により開示決定・一部開示決定通知の上、開示済みである。

(2) 当直日誌

市民病院当直日誌とは、管理当直者が、病院長への報告や次の管理当直者への引継ぎをするために作成するもので、緊急対応記録や病院全般の運営管理（医療に関することは除く）に関する記録が記載されている。

南２階病棟について「当直日誌」と表題にある文書は存在しない。

なお、病院全体の管理当直業務に係る「市民病院当直日誌」については、平成19年７月18日付病市経第316号により開示決定通知の上、開示済みである。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分を取り消すとの決定を求める。

(2) タイムカード又は出・退勤に関する書類について

この文書が全く存在しないとは考えられない。また、開示請求書では、「タイムカード又は出・退勤に関する書類」の内容として、「14日午後1時以降の急救外来の[医師、看護師そして]検査技師、15日午前0時～午後5時までの南(2階)の医師、[看護師]そして検査技師」と記載していたが、[]部分が勝手に消され、請求対象でないかのように扱われている。

処分庁は、本件請求にかかる文書について「病棟を特定した配置は行っていない」ので、「南2階病棟の医師」や「救急外来や南2階病棟の検査技師」についての出・退勤に関する書類も作成していない、という。しかし、本件請求を、例えば「南2階病棟の医師」を、「南2階病棟のみに配置された医師」と限定して読むのは不合理であり、常識的には、「当時南2階病棟を担当していた医師」についての文書をいうと解すべきである。そのように理解すれば、これに当たる文書が存在しないはずはない。

また、処分庁は、「タイムカード又は出・退勤に関する書類」には、「出勤簿、勤務実績表(看護師のみ)」などがあるという。これによれば、タイムカード(名称はともかく、出退勤時刻を記載するもの)は存在しないようだが、それでは労働時間の把握や残業の算定ができないこととなり、不合理といわざるを得ない。

また、勤務実績表が看護師のみ作成されて医師らについて作成されないのはなぜか。合理的な理由がなければ納得できない。

なお、非開示理由説明書において、申立人が過去に請求して開示済みと指摘されている点については、救急外来の医師については当直予定表しか開示されていない。

(3) 当直日誌南(2階分)について

この文書が全く存在しないとは考えられない。

開示済みの「市民病院当直日誌」ではなく、病棟単位あるいは当直医単位の日誌が作られているのではないかと考えて請求したものである。当直医がその日の出来事をまとめて記録するような文書は存在するのではないか。審査会においてその有無について十分確認されたい。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

開示請求書の記載から、本件申立文書は、横浜市立市民病院（以下「市民病院」という。）の南2階病棟の2004年4月15日午前0時から午後5時までの医師のタイムカード又は出・退勤に関する書類（以下「南2階病棟医師の出勤状況文書」という。）、市民病院の救急外来の2004年4月14日午後1時から16日午前0時までの検査技師及び市民病院の南2階病棟の2004年4月15日午前0時から午後5時までの検査技師のタイムカード又は出・退勤に関する書類（以下「救急外来及び南2階病棟の検査技師の出勤状況文書」という。南2階病棟医師の出勤状況文書及び救急外来及び南2階病棟の検査技師の出勤状況文書を総称して、以下「医師と検査技師の出勤状況文書」という。）並びに市民病院の2004年4月15日午前0時から16日午前0時までの当直日誌の南2階病棟分（以下「南2階病棟分の当直日誌」という。）である。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、市民病院においては南2階病棟の医師及び検査技師並びに救急外来の検査技師という配置は行っていないため、医師と検査技師の出勤状況文書は作成していないと説明している。これに対し、申立人は、意見書において、「南2階病棟の医師」を「南2階病棟のみに配置された医師」と限定して読むのは不合理であり、常識的には、「当時南2階病棟を担当していた医師」についての文書をいうと解すべきであると主張している。このため、当審査会は、平成20年1月22日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 南2階病棟医師の出勤状況文書について

医師、検査技師及び看護師（以下「医師等職員」という。）の労務管理上の書類には、出勤簿、超過勤務命令簿、職免遅参早退等承認簿（以下「出勤簿等」という。）があるが、市民病院においては、医師は外来及び診療科に配置されており、南2階病棟に配置された医師はいないため、南2階病棟医師の出勤状況文書というものは存在しない。

市民病院の南2階病棟は、診療科の区別なく救急の患者が入院している救急病棟であり、様々な診療科の医師が自分の診療科に属する患者の診療のために出入りしている。また、検査及び処置の実施又は指示を行った医師は診療録に氏名を記録するが、単に入院患者の様子を診ただけの場合には記録していない。このような状況であることから、申立人がいう「当時南2階病棟を担当していた医師」を特定することは困難である。仮に、当時南2階病棟を担当していた可能性のあ

る医師と解釈した場合には、当時出勤していた医師の多くが対象となるため、場所と時間を限定した本件請求の趣旨には合致しないものと考え、そのような特定はしなかった。

(イ) 救急外来及び南2階病棟の検査技師の出勤状況文書について

市民病院においては、検査技師は検査部に所属し、救急外来や南2階病棟に配置された検査技師はいないため、救急外来及び南2階病棟の検査技師の出勤状況文書というものは存在しない。

検査技師は、中央検査室などの検査室において、病棟や外来から医師の依頼を受けて検査を行っているが、病棟や外来ごとの検査担当は決めていない。また、一般的に、検査した検査技師の氏名は診療録に記録しない。そのため、当時の救急外来と南2階病棟の患者や検体の検査を担当した検査技師を特定することは困難である。仮に、担当した可能性のある検査技師と解釈した場合には、当時、出勤していた検査技師の多くが対象となるため、医師の場合と同様に、請求の趣旨には合致しないと考え、そのような特定の仕方はしなかった。

(ウ) 南2階病棟分の当直日誌について

市民病院においては、市民病院当直日誌のほかに、救急診療業務日誌、病棟管理日誌、看護管理日誌がある。救急診療業務日誌については、これまでのやりとりから、本件請求時に申立人はその存在を知っていたものであり、その上で「当直日誌」と開示請求書に記載して請求しているため、救急診療業務日誌は請求の対象ではないと判断した。また、文書特定の際に、申立人に対し、当直日誌について補足の情報があったら知らせてくれるように依頼し、また、表題に「当直日誌」と記載された書類と考えてよいかと問いかけ、回答がない場合は請求書面で解釈できる範囲で開示手続を進める旨を連絡したが、申立人から回答は無かった。さらに、市民病院当直日誌は本件請求と同時期に請求された別件の開示請求の対象行政文書として開示することを予定していたため、本件については南2階病棟の当直日誌を求めているものと考え、そのような文書は存在しないため非開示とした。

なお、看護師が記録する病棟管理日誌及び看護管理日誌については、本件請求後に開示請求があったため、それぞれ一部開示を行った。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 医師と検査技師の出勤状況文書の特定及び不存在について

実施機関は、本件に係る医師及び検査技師を、それぞれ南2階病棟に配置されていた医師並びに救急外来及び南2階病棟に配置されていた検査技師と解釈し、市民病院においてはそのような配置は行っていないため、請求対象の医師及び検査技師は存在せず、したがって、出勤状況文書も存在しないと説明する。

しかし、申立人は、南2階病棟と救急外来という場所の限定のみならず、時間帯も限定して請求していることから、配置されていた医師等ではなく、その時間帯にその場所における診療及び検査の業務に携わった医師及び検査技師の出勤状況文書を求めていると解釈することが適当である。

実施機関は、当時、南2階病棟を担当した可能性のある医師並びに救急外来及び南2階病棟を担当した可能性のある検査技師という特定をした場合には、当時出勤していた者の多くが対象になってしまうため、場所と時間帯を限定して請求した申立人の請求趣旨には合致しないと考えたとのことであるが、配置されていた者という考えを前提とし、結果的に対象者と請求対象文書を存在しないとする実施機関の文書特定の考え方が本件請求の趣旨に合致するとは、到底、考えられない。たとえ、対象者が多数になったとしても、当時、南2階病棟において診療等を担当した可能性のある医師並びに救急外来及び南2階病棟において検査を担当した可能性のある検査技師を対象と考えるべきである。

対象行政文書としては、医師等職員の労務管理上の書類として出勤簿等があるとのことであり、これらは医師等職員の出勤の状況がわかる文書であるから、上記対象者の出勤簿等（以下「担当した可能性のある医師及び検査技師の出勤簿等」という。）を対象行政文書として特定の上、開示、非開示の判断をすべきである。

(イ) 本件請求に係る本件処分以外の処分における文書の特定について

実施機関は、本件請求に対しては本件処分のほかに、平成16年4月の医師の当直予定表並びに2004年4月の外来及び南2階病棟の看護師の勤務実績表の開示決定等の処分がなされていることが認められる。しかし、(ア)のとおり、医師等職員の労務管理上の書類として、他に出勤簿等があるとのことであるから、2004年4月14日の午後1時から4月16日の午前0時までの間において救急外来を担当した可能性のある医師及び担当した看護師並びに4月15日の午前0時から午後5時までの間において南2階病棟を担当した看護師の出勤簿等（以下「看護師等の出勤簿等」という。）についても特定し、開示、非開示の判断をすべきである。

(ウ) 南2階病棟分の当直日誌の特定及び不存在について

実施機関は、南2階病棟について「当直日誌」と表題にある文書は存在しないと主張し、申立人は、意見書において、開示済みの「市民病院当直日誌」ではなく、病棟単位あるいは当直医単位の日誌があるのではないかと考えて請求したものであると主張している。

本件においては、文書特定に資する申立人との調整が不足しているため上記のように両者の主張の齟齬がみられ、情報公開制度の適正な運用という観点からは望ましいものではないが、このような状況下で、実施機関が開示請求書の記載から請求対象を南2階病棟の当直日誌と判断し、不存在のため非開示としたことは、不当とまではいえないと判断した。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が南2階病棟分の当直日誌を存在しないとして非開示とした決定は妥当であるが、医師と検査技師の出勤状況文書を存在しないとして非開示とした決定は妥当ではなく、担当した可能性のある医師及び検査技師の出勤簿等並びに看護師等の出勤簿等を特定の上、開示、非開示の判断をすべきである。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 池田陽子、委員 高見沢 実

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|--|-------------------------|
| 平成19年9月3日 | ・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理 |
| 平成19年9月12日 (第111回第二部会) 平成19年9月13日 (第113回第一部会) 平成19年9月21日 (第46回第三部会) | ・諮問の報告 |
| 平成19年10月15日 | ・異議申立人から意見書を受理 |
| 平成19年10月26日 (第114回第二部会) | ・審議 |
| 平成19年11月9日 (第115回第二部会) | ・審議 |
| 平成19年11月30日 (第116回第二部会) | ・審議 |
| 平成19年12月18日 (第117回第二部会) | ・審議 |
| 平成20年1月22日 (第119回第二部会) | ・実施機関から事情聴取 ・審議 |
| 平成20年2月8日 (第120回第二部会) | ・審議 |
| 平成20年2月22日 (第121回第二部会) | ・審議 |
| 平成20年3月14日 (第122回第二部会) | ・審議 |
| 平成20年3月28日 (第123回第二部会) | ・審議 |
| 平成20年4月16日 (第124回第二部会) | ・審議 |